

ひょうご健康企業宣言書

兵庫県建築健康保険組合は、職員一人ひとりが、心身ともに健康で生き生きと働くことができる職場環境の構築を目指し、次の項目に取り組むことを宣言します。

1 保健指導の利用

- ・職員定期健康診断の実施率100%を維持し、健診の結果、有所見者と判定された者などは、保健師による保健指導を実施します。
- ・特定健康診査の受診率100%・特定保健指導の実施率100%を維持します。

2 運動機会の増進

- ・職員の心身のリフレッシュを図るため、始業開始前及び午後3時にストレッチ体操を行います。

3 感染予防対策

- ・インフルエンザの予防接種の費用を負担します。
- ・事務所内にアルコール消毒液を設置します。
- ・感染者について、出勤を停止とします。

4 メンタルヘルス対策

- ・「心の健康づくり計画」を作成・実施します。

平成30年11月19日

兵庫県建築健康保険組合

理事長 森 長 義